

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室	整理番号	4-3
処分の種類	狩猟免許の取消し及び効力の停止			
根拠法令条例等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第52条第2項			
処分の概要	法律又は法律に基づく命令違反、狩猟について必要な適性を欠いたことによる免許の取消し、効力の停止			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>○ 法律又は命令違反の場合 長野県鳥獣行政事務取扱要領 第4-2 法第52条第2項の規定による免許の取消しは、法等に違反し、罰則に懲役刑があるもの(法第83条及び第84条各号)に適用する。なお、違反を繰り返す者及び悪質な者にあつては、その者の持っている全ての免許を取消すものとする。 第4-3 法第52条第2項の規定による免許の効力の停止は、法等に違反し、罰則が罰金刑のみの場合(法第85条及び第86条各号)に適用する。なお、停止期間は原則1年間とする。 30万円以下の罰金を受ける違反をした者にあつては、狩猟期間を2月含む効力の停止をする。なお、違反を繰り返す者及び悪質な者にあつては、その者の持っている全ての免許の効力を停止するものとする。</p> <p>○ 狩猟について必要な適性を欠くに至った場合 未設定 (法令の規定において言い尽くされているため) 【参考】鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則 第52条 狩猟免許適性試験(視力、聴力、運動能力)の合格基準</p>			
基準の制定根拠	長野県鳥獣行政事務取扱要領(昭和35年7月15日林政第182号)			